

監 査 報 告 書

令和7年5月26日

社会福祉法人三田市社会福祉協議会

会長 大澤 洋一 様

監事

下山 隆一郎

監事

松本 大介

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1） 計算関係書類及び財産目録等の監査結果

計算書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。また、会計事務について適正に処理がされているものと認めます。しかしながら、帳票の一部に説明が不足しているものがあり、帳票処理についても統一されていない部分があります。客観性を重視し、誰が見ても理解できるよう事務処理、帳票作成を行ってください。

（2） 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法人の取り組み状況について、法令及び定款、また法人設立目的にそって正しく示しているものと認めます。事業全体を通じて福祉に関する幅広い取り組みがなされており、地域住民にわかりやすい工夫がされています。特に近年の社会状況を鑑み、孤独・孤立を防止し、また地域住民のつながりづくりに有効である様々な「居場所」づくりやその運営支援に関する事業は必要性が高く、引き続き注力してください。合わせて地域住民の安心した生活を支えるにあたり、専門職とのつなぎ役としての社会福祉協議会の役割は欠かせないものであり、継続した取り組みを期待します。